

## 魚津市100円空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家が増加傾向にある中でその利活用促進を図るため、市場性が低く売買価格が付かない空き家を状態が悪化する前に定額100円で売買する事業（以下「100円空き家バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物（長屋及び共同住宅にあっては、これらの住戸）であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 100円空き家 100円空き家バンクに登録する空き家及びその敷地又は借地上の空き家の場合はその空き家をいう。
- (3) 所有者 100円空き家を所有している者で、100円空き家に係る売買契約を締結することができる者をいう。
- (4) 申請者 100円空き家バンクへ空き家の登録を申請する者で所有者又はその代理者をいう。
- (5) 取得希望者 100円空き家を購入する意思を示している者をいう。
- (6) 取得者 100円空き家を購入する者をいう。
- (7) 不動産業者 本事業に協力する意思を示し、市内に本社、支店、営業所等を有する宅地建物取引業者をいう。

(100円空き家の登録)

第3条 申請者は、魚津市100円空き家バンク事業空き家登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 空き家の位置図
- (2) 空き家の全景写真及び主要な部屋の写真
- (3) 建物及びその敷地の登記事項証明書
- (4) 借地上の空き家の場合は、その賃貸借契約書の写し
- (5) 所有者の個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認のうえ魚津市100円空き家登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものは登録しないものとする。

- (1) 簡易的な修繕等を実施しても居住の用を満たさないもの
- (2) 売買するために1月以上の時間を要する見込みのもの

- (3) 空き家又はその敷地に担保権、貸借権その他の所有者以外の者のための権利が設定されているもの
  - (4) 借地上の空き家の場合は、その賃貸人の本事業での建物売買の同意が確認できないもの
  - (5) 所有者が市税等（魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）附則第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を滞納しているもの
- 3 市長は、第1項の規定による登録をしたときには、魚津市100円空き家バンク事業空き家登録完了通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （空き家の登録の抹消）
- 第4条 市長は、所有者から空き家台帳に登録されている100円空き家の抹消の申出があったとき、届出の内容に虚偽があったとき、又は前条第2項の各号に掲げる要件に該当することが判明したときは、空き家台帳から当該100円空き家の登録を抹消するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を魚津市100円空き家バンク事業空き家登録抹消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- （100円空き家の取得希望者の募集）
- 第5条 市長は、空き家台帳に登録されている100円空き家の取得希望者を募集する期間（以下「募集期間」という。）を定めたときは、魚津市100円空き家バンク事業取得希望者募集期間決定通知書（様式第5号）により申請者に通知し、市のホームページ等で周知を図るものとする。
- 2 前項の規定による募集期間は、おおむね1月とする。
- 3 取得希望者は、魚津市100円空き家バンク事業取得希望申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
- (1) 取得希望者の世帯全員が記載されている住民票の写し
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 前項に規定する取得希望者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 100円空き家の取得後、取得希望者を含む2名以上の者が居住し、住所を移し、及び2年以上居住する意思があること。
  - (2) 取得希望者の世帯の構成員が所有者の2親等以内の親族でないこと。
  - (3) 100円空き家の取得後、その建物の所有権移転登記（未登記の場合にあっては、所有権保存登記）をする意思があること。
  - (4) 100円空き家の取得後、その土地の所有権移転登記（借地上の空

き家の場合にあっては、土地の権利者と賃貸借契約を締結)をする意思があること。

(5) 取得希望者及びその世帯の構成員が市税等を滞納していないこと。

(6) 取得希望者及びその世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及び魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(7) 100円空き家の取得後、それらを適切に維持管理する意思があること。

5 市長は、所有者の希望及び100円空き家の現状を勘案し、募集の要件に取得希望者の住所及び世帯員の構成、年齢等の要件を付加することができるものとする。

(不動産業者の登録)

第6条 不動産業者の登録を希望する者は、魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定されている免許証の写し

(2) 市内に本社、支店、営業所等を有することが分かるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による登録をしたときには、魚津市100円空き家不動産業者登録台帳(以下「不動産業者台帳」という。)に登録するものとし、魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録完了通知書(様式第8号)により不動産業者に通知するものとする。

3 市長は、募集期間が始まるまでに不動産業者台帳に登録されている不動産業者の情報を申請者に提供するものとする。

(不動産業者の登録の抹消)

第7条 市長は、不動産業者から不動産業者台帳の登録の抹消の申出があったとき、又は届出の内容に虚偽があったことが判明したときは、不動産業者台帳の登録を抹消するものとする。

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録抹消通知書(様式第9号)によりその不動産業者に通知するものとする。

(100円空き家売買の媒介契約)

第8条 所有者は、第5条第1項による通知のあった日から募集期間が始まるまでに不動産業者台帳に登録された不動産業者と宅地建物取引業法第34

条の2に規定されている媒介契約を締結するものとする。

(100円空き家の内覧会)

第9条 申請者は、第5条第1項による通知のあった日から募集期間が始まるまでに内覧会の開催日を決めるものとする。

2 申請者は、募集期間終了後に内覧会を開催し、参加した全ての取得希望者の意向を聞き取った上で取得者を決定するものとする。

3 100円空き家の売買の媒介契約を締結している不動産業者は、内覧会の運営をサポートすることとする。

(100円空き家の売買)

第10条 所有者は、前条第2項の規定により決定した取得者と、100円空き家に係る売買契約を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部改正)

2 魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱(令和5年告示第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する情報バンク」の次に「及び魚津市100円空き家バンク事業実施要綱(令和〇年魚津市告示第〇号)第1条に規定する100円空き家バンク」を加える。

(魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱の一部改正)

3 魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱(令和5年告示第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する情報バンク」の次に「及び魚津市100円空き家バンク事業実施要綱(令和〇年魚津市告示第〇号)第1条に規定する100円空き家バンク」を加える。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

魚津市100円空き家バンク事業空き家登録申請書

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

電話番号

魚津市100円空き家バンク事業に空き家を登録したいので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

<input type="checkbox"/> 100円空き家バンクを理解しました。					
所有者氏名		申請者の所有者との続柄			
1 空き家所在地	魚津市				
2 建物の状況					
構造等	造 階建て	建築時期		空き家になった時期	
延べ床面積	m <sup>2</sup>	1階部屋数 (台所等除く)		2階部屋数 (台所等除く)	
設備等の状況	水道接続状況		下水道の接続状況		
	風呂の有無		トイレの種類		
修繕の必要な部分					
3 土地の状況					
登記簿上所有者氏名		敷地面積	m <sup>2</sup>	地目	
所有者の同意 (借地の場合)	(土地所有者氏名自署)	駐車スペース	台分	接面道路種類	
修繕の必要な部分					
4 その他					
市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し		<input type="checkbox"/> 滞納有り		
申請に関する審査のための個人情報取得	<input type="checkbox"/> 同意する		<input type="checkbox"/> 同意しない		
<input type="checkbox"/> 当該建物等の売買について所有権等の支障はありません。					
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。					

【添付書類】

- (1) 空き家の位置図
  - (2) 空き家の全景写真及び主要な部屋の写真
  - (3) 建物及びその敷地の登記事項証明書
  - (4) 借地上の空き家の場合は、その賃貸借契約書の写し
  - (5) 所有者の個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- ※ 間取りがわかる図面等があれば、添付してください。

様式第2号（第3条関係）

所有者の個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市100円空き家バンク事業空き家登録申請書を申請するにあたり、所有者の市税等の納付状況を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長

宛

所有者 住所  
氏名  
空き家所在地

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

	状況	確認日	確認者
所有者	納付状況	税務課	
	滞納 有 ・ 無 滞納状況 ( )		

様式第3号（第3条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

魚津市100円空き家バンク事業空き家登録完了通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市100円空き家バンク事業空き家登録申請書について、次のとおり決定したので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第3条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 空き家台帳への登録の可否

登録します。  
(登録しません。)

2 登録しない場合は、その理由

なお、100円空き家の取得希望者を募集する期間を決めたときは、魚津市100円空き家バンク事業取得希望者募集期間決定通知書により申請者に通知するものとする。

様式第4号（第4条関係）  
魚津市指令 第 号

住所  
氏名

魚津市100円空き家バンク事業空き家登録抹消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で登録した100円空き家について、登録抹消したので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第4条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 登録を抹消した100円空き家の所在地
- 2 理由



様式第5号（第5条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

魚津市100円空き家バンク事業取得希望者募集期間決定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で登録した100円空き家について、次のとおり決定したので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第5条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 募集期間

年 月 日から 年 月 日まで

魚津市100円空き家バンク事業取得希望申請書

魚津市長

宛

取得希望者 住所

氏名

電話番号

100円空き家を取得したいので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第5条第3項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

<input type="checkbox"/> 100円空き家バンクを理解しました。	
1 100円空き家所在地	魚津市
2 移住予定人数	申請者を含めて 人
3 移住予定時期	
4 取得希望理由	
<input type="checkbox"/> 私及び私の属する世帯の構成員は、市税等に滞納はありません。	
<input type="checkbox"/> 私及び私の属する世帯の構成員は、所有者の2親等以内の親族ではありません。	
<input type="checkbox"/> 私及び私の属する世帯の構成員は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 取得後、私を含む2名以上の者が居住し、及び住所を移します。	
<input type="checkbox"/> 取得後、建物の所有権移転登記（未登記の場合にあっては、所有権保存登記）をします。	
<input type="checkbox"/> 取得後、土地の所有権移転登記（借地上の空き家の場合にあっては土地の権利者と賃貸契約の締結）をします。	
<input type="checkbox"/> 取得後、2年以上居住します。	
<input type="checkbox"/> 取得後、適切に維持管理します。	
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。	

【添付書類】

- (1) 業取得希望者の世帯全員が記載されている住民票の写し
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- なお、提出いただいた書類等は返却できません。

魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録申請書

魚津市長

宛

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

魚津市100円空き家バンク事業の不動産業者台帳に登録したいので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第6条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 100円空き家バンクを理解しました。      |
| <input type="checkbox"/> 魚津市内に本社、支店、営業所等を有します。   |
| <input type="checkbox"/> 担当する空き家の内覧会の運営をサポートします。 |

【添付書類】

- (1) 宅地建物取引業法第3条に規定されている免許証の写し
  - (2) 市内に本社、支店、営業所等を有することが分かるもの
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- なお、提出いただいた書類等は返却できません。

様式第 8 号（第 6 条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名

魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録完了通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録申請書について、次のとおり決定したので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第6条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 不動産業者台帳への登録の可否

登録します。  
(登録しません。)

2 登録しない場合は、その理由

様式第9号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

所在地  
事業者名  
代表者名

魚津市100円空き家バンク事業不動産業者登録抹消通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で登録した不動産事業者について、登録抹消したので、魚津市100円空き家バンク事業実施要綱第7条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 理由